

# 眼鏡窃盗破棄に関する追加慰謝料 3 万円

## + 金利 5 9 6 3 円の支払い要求書

2014 年 3 月 2 9 日(土)朝 (配達証明速達郵便で郵送)

宮井将 殿 (京都市東山区今熊野剣宮町 4 - ●)

請求者：門真市議 戸田ひさよし

〒571-0048 大阪府門真市新橋町 1 2 - 1 8 - 2 0 7

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

### 請求金額：3万5963円

内訳 1：大阪高裁 3/28 判決で追加認定された慰謝料 = 3 万円

内訳 2：2010 年 4/7 から 2014 年 3/28 までの金利合計 = 5963 円

※「3 万円」の 1 年あたり金利は、 $3 \text{万円} \times 0.05 = 1500 \text{円}$

1) 2011 年・2012 年・2013 年の各 4/6 までの 3 年分 =  $1500 \times 3 = 4500 \text{円}$

2) 2013 年 4/7 ~ 2014 年 3/8 までの 356 日分 =  $1500 \times 356 / 365 = 1463 \text{円}$

(小数点未満切り捨て)

3) 従って金利合計は、 $4500 \text{円} + 1463 \text{円} = 5963 \text{円}$

- 1：この 3 万 5 9 6 3 円を、3/28 判決から 10 日以内の 4 / 7 (月)までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ。
- 2：分割、減免、支払い延期はいっさい認めない。
- 3：4/9 (水)まで待っても送金がない場合は、適法の範囲内で、最後の 1 円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！  
(当方は 3/28 に既に「執行文」を受けているからいつでも強制執行できる)
- 4：4/9 (水)までに 3 万 5 9 6 3 円が到着するのであれば、当方はこの郵便費用も含めて種々の手続き費用を貴殿に請求せず、3/28 以降の金利も請求せず、「訴訟費用」請求も放棄し、貴殿との裁判関係を全て終了する。

以上。

